

いじめ対策・不登校支援等推進事業
（（いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある
学校づくりに関する調査研究（医療及び学校現場の連
携による自殺対策の強化事業））

総合評価基準

令和８年１０月３０日
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

本資料は、文部科学省初等中等教育局児童生徒課が調達する「いじめ対策・不登校支援等推進事業（不登校対策等の効果的な活用の促進に向けた調査研究）」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別紙 1 の評価項目及び得点配分基準及び別紙 2 の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文部科学省としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

（１）評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。

（２）仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区 分	価格点	技術点	合計
配 点	5 0	1 0 0	1 5 0

4 総合評価の方法

（１）入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、１の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に２の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。

② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

（２）上記数値の最も高い者が２人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

別紙 1

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	1 事業の内容及び実施方法 [42点]	20	22
●	1-1 事業の目的及び趣旨との整合性	5	—
	* 1-1-1 事業の目的及び趣旨との整合性がとれていること。	5	
	1-2 事業内容の妥当性、独創性	5	12
●	* 1-2-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていたり、創意工夫が見られる場合、その内容に応じて加点する。〕	5	12
	1-3 実施方法の妥当性・独創性	10	10
●	* 1-3-1 実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっていること。	4	
	* 1-3-2 事業規模が適正であり、事業目的が確実に達成できること。〔日程、人員、作業手順等が効率的であれば加点する。〕	4	10
	* 1-3-3 資料等の収集に当たって学校及び教育委員会など関係機関への趣旨の周知及び連絡・協力・調整を適切に行うことが見込めること。	2	
	2 事業の評価手法 [8点]	8	—
	2-1 事後評価手法の具体性	8	—
●	* 2-1-1 客観的な測定指標が設定されていること。	4	
	* 2-1-2 成果の評価手法に妥当性があること。	4	
	3 事業実施主体の適格性 [40点]	19	21
	3-1 実施体制の適格性	11	4
	* 3-1-1 事業遂行可能な人員が確保されていること。〔効果的な人員体制となっていれば加点する。〕	5	4
	* 3-1-2 国からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が確保されていること。	2	
	* 3-1-3 事業全体を通じて、情報セキュリティに関して必要な措置を講ずるようになっていること。	4	
	3-2 知見・専門性等の有無	4	10
	* 3-2-1 当該事業に関する知見・ノウハウを有していること。〔幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力等を有していれば加点する。〕	4	10
	3-3 実績の有無	—	7
	3-3-1 過去に類似の業務・役務等を行った実績があれば加点する。	—	7
	3-4 経理処理能力の適格性	4	—
	* 3-4-1 事業を行う上で適切な財務基盤、一般的な経理処理能力を有していること。	4	
	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [5点]	—	5
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組		

	<p>4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>		5
	5 賃上げを実施する企業に関する指標 【5点】	—	5
	<p>5-1 賃上げの表明</p> <p>以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする）</p> <p>5-1-1 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>5-1-2 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>※ 「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。</p>		5
	合 計 【100点】	47	53

※ この例では 価格点：技術点＝50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の得点が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出すること。

いじめ対策・不登校支援等推進事業（いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある学校づくりに

関する調査研究（医療及び学校現場の連携による自殺対策の強化事業）に係る加点付与基準

加 点 評 価 項 目		評 価 区 分		
		大変優れている	優れている	やや優れている
1	事業の内容及び実施方法			
	* 1-2-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていたり、創意工夫が見られる場合、その内容に応じて加点する。	1 2	6	4
	* 1-3-2 日程、人員、作業手順等が効率的であれば加点する。	1 0	6	4
3	事業実施主体の適格性			
	* 3-1-1 事業遂行可能な人員が確保されていること。	4	3	2
	* 3-2-1 幅広い知見・ノウハウ・優れた情報収集能力等を有していれば加点する。	1 0	8	6
	* 3-3-1 過去に類似の業務・役務等を行った実績があれば加点する。	7	4	1
4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標			
	詳細については「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」を参照すること	<div> <div>複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。</div> </div>		
	4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等 ・行動計画策定済 ・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） ・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） ・認定段階 3 ・プラチナえるぼし認定企業 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ・プラチナくるみん ・くるみん④（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準） ・くるみん②③（平成 2 9 年 4 月 1 日以降～令和 7 年 3 月 3 1 日までの基準）			
			1	
			2	
			3	
			4	
			5	
			5	
			4	
			3	

	<ul style="list-style-type: none"> ・トライくるみん ・くるみん①(平成29年3月31日までの基準) ・行動計画 	3 2 1 4
	○若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	
5	賃上げを実施する企業に関する指標	5-1-1 と 5-1-2 のいずれかを加点するものとする。
	5-1-1 契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 5-1-2 契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※ 「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。	5 5